(1)　北緯三七度九分五八秒東経一四二度四分五九秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(ホ)　北緯三五度三〇分九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内
(ヘ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(ト)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内
(チ)　北緯三四度五分三秒東経一三八度七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内
(リ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
ロ　期間　平成二十三年二月十七日から平成二十三年三月四日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

○東北地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年二月一日
東北地方整備局長　徳山日出男

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東松島市牛網字駅前二丁目三番三から同市牛網字雉子狐四三番一まで	前	一四・三〇～五五・〇八メートル	〇・八八〇キロメートル
	後	一四・三〇～五五・〇八メートル	〇・八八〇キロメートル

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	東松島市牛網字駅前三丁目三番三から同市牛網字駅前一丁目一番三まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年二月一日
東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	東松島市牛網字駅前三丁目三番三から同市牛網字駅前一丁目一番三まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月一日

四　航行船舶に対する安全措置
イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第五号（平成二十三年二月四日発行）、四管区水路通報第三十五項（平成二十三年一月十八日発行）により通報

○防衛省告示第二十二号

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令第二条の規定に基づき、防衛大臣が別に定める自衛隊の大規模広報施設及び入場料の額を定める件を廃止する告示を次のように定め、平成二十三年二月一日から施行する。
平成二十三年二月一日
防衛大臣　北澤　俊美

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令第二条の規定に基づき、防衛大臣が別に定める自衛隊の大規模広報施設及び入場料の額を定める件を廃止する告示
自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令第二条の規定に基づき、防衛大臣が別に定める自衛隊の大規模広報施設及び入場料の額を定める件（平成二十一年防衛省告示第百九十九号）は、廃止する。

○東北地方整備局告示第十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成二十三年二月一日
東北地方整備局長　徳山日出男
第1　起業者の名称　岩手県
第2　事業の種類　県道盛岡和賀線改築工事（羽場拡幅・岩手県盛岡市羽場地内）
第3　起業地
1　収用の部分　岩手県盛岡市羽場14地割地内
2　使用の部分　なし
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、岩手県盛岡市本宮字小幅地内から同市羽場7地割地内までの延長3,150mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道盛岡和賀線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
県道盛岡和賀線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により岩手県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により岩手県が道路管理者であることなどから、起業者である岩手県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
本路線は、岩手県盛岡市を起点とし、花巻市等を経て北上市に至る延長約51kmの幹線道路であり、盛岡都市圏の通勤・通学や物流を担うとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき岩手県防災会議が策定した岩手県地域防災計画において緊急輸送道路に指定されており、防災上も重要な路線となっている。
しかしながら、盛岡市下太田田端地内から同市羽場7地割地内までの本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線道路であり、右折車線の整備が十分でないことなどから交通混雑が発生するなど、幹線道路としての機能が著しく低下している。
平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、盛岡市中太田地内で14,611台／日、混雑度1.34となっている。
本件事業は、起点側の延長1,800m区間に4車線のバイパスを建設し、終点側の延長1,350m区間については現道を4車線に拡幅するものであり、本件事業の完成により、起点側の区間において自動車交通が分散するとともに、終点側の区間においても十分な交通容量が確保されることから、現道の交通混雑が緩和されると認められる。
また、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める規格を満たす良好な道路の整備により、年間を通した安全かつ円滑な交通が確保されると認められる。
なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、起業者が任意に平成17年度に環境影響調査を実施しており、大気質、騒音及び振動のいずれの項目においても環境基準等を満足するものと予測されている。また、計画交通量の見直し等を踏まえ、起業者が照査したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと予測されている。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。
(2)　失われる利益
起業者が実施した文献調査及び有識者への確認等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。
なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が8箇所存在するが、